

第7 港則法に基づく制限等

1 進水届、入出渠届

(1) 根拠

法第 33 条

特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

規則第 20 条

法第 33 条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

別表第三 (一部抜粋)

区域	船舶の長さ
大阪第三区	25 メートル
堺泉北第二区	50 メートル

(2) 届出者

船舶を進水又は入出渠（上下架を含む。）させる造船所等の進水又は入出渠作業の責任者

(3) 様式

第 10 号様式

届け出る内容により不要な文字を削除し、「進水届」、「入出渠届」等として提出してください。

(4) 対象船舶

大阪第三区では全長 25 メートル以上、堺泉北第二区では全長 50 メートル以上の船舶

(5) 留意事項

- ① 付近通航船舶に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者への周知、警戒措置等の対策等を検討のうえ、その措置事項を記載した書面を添付してください。
- ② 進水等に伴って、前面海域にブイ等を設置する場合は、別途作業許可申請を行ってください。

2 竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可

(1) 根 拠

法第34条

特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 申請者

竹木材水上荷卸し、筏係留又は筏運行の作業をしようとする責任者。

(3) 様式

第11号様式

申請する内容により不要な文字を削除し、「竹木材水上荷卸許可申請書」、「筏運行・係留許可申請書」等として提出してください。

なお、筏の運行及び係留許可申請に当たっては、運行経路、係留範囲等を示す図面を添付してください。

(4) 留意事項

- ① 筏とは、竹、木材、鋼製フローター、プラスチックパイプ等を綱、ボルト、ワイヤー等で結合し一体として運搬、保存できる状態にしたものをいいます。
- ② 竹木材を水上に荷卸しする場合は、流出等を防止するためのネット等を展張するとともに、流出時には直ちに回収できるよう作業船等を待機させておいてください。
- ③ 荷卸し中の木材等の沈没を防止するため、荷卸の検数、沈下防止ネットの展張等の措置を講ずるとともに、荷卸し終了後は音響測深機又は潜水土等による海底探査を実施し、沈木を完全に引き揚げてください。
- ④ 筏の運行及び係留に当たっては、十分な固縛を行い流出防止に万全を期すとともに、流出した場合は直ちに回収してください。
- ⑤ 竹木材荷卸し、筏運行及び筏係留について、次のような要件を満たす場合は、1か月以内の期間に限り、包括的に許可することができます。
なお、許可期間中の実績については、翌月7日までに提出してください。
ア 筏の大きさ、数、運行時間、運行区間その他の事項を勘案し、危険が少ないと認められること。
イ 筏運行及び筏係留を行う者において、適切な運行係留管理が行われていること。

3 えい航の制限

(1) 根拠

法第19条

2 第13条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

規則第9条

船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。

規則第31条

船舶は、阪神港大阪区防波堤内において、汽艇等を引くときは、第9条第1項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。

一 阪神港大阪区河川運河水面（木津川運河水面を除く。）においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが120メートルを超えないこと。

二 木津川運河水面においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが80メートルを超えないこと。

(2) 適用除外（えい航制限の免除）

巨大物件、巨大船、特殊な作業等により、前述の制限事項を超えてえい航する場合は、えい航許可申請書を提出のうえ、許可を受けてください。

なお、次の場合は許可できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 船舶交通のふくそう時間帯にえい航する場合
- ・ えい航経路が一般船舶の航行等に支障がある場合
- ・ えい船の能力が十分でない場合
- ・ 船舶交通のふくそう度等を勘案し、必要に応じた警戒船や補助曳船が配備されていない場合

また、えい航作業が港内における工事・作業と関係している場合で、工事・作業許可申請書にその内容及び安全対策等を記載している場合は、工事作業の許可を受けることをもって、本条項のえい航制限が免除されたものとして取り扱います。

4 私設信号使用許可

(1) 根 拠

法第 28 条

特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

規則第 15 条

法第 28 条（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

(2) 申請者

港内で使用する私設信号を定めようとする者。

(3) 様式

第 8 号様式

(4) 留意事項

- ① 私設信号とは、国際信号書による旗りゅうや灯火、文字盤等の手段により、ある特定の意味を表すための信号をいいます。
- ② 国際信号書には、旗りゅう信号による船舶との交信の意味が規定されており、また、灯火等は航行管制を行ううえで重要な意義を有していることから、これらと混同したり、不必要な信号を設定することによる混乱を防ぐために許可制度としているものです。
- ③ 国際信号書に定められている信号のほか、法令等に掲揚が定められている信号と同じ信号は許可できません。
- ④ 設定者は、国、地方公共団体、私企業体、私人等を問いません。
- ⑤ 海上保安庁では、現在、係留施設の使用に関する信号の発受業務は実施しておりませんので、信号を発する場所を海上保安庁の信号所とするものについては許可できません。

5 航行管制

(1) 根拠

法第 38 条

特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。

2 総トン数又は長さが国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

- 一 当該船舶の名称
- 二 当該船舶の総トン数及び長さ
- 三 当該水路を航行する予定時刻
- 四 当該船舶との連絡手段
- 五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

3 略

4 略

5 第 1 項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

規則第 20 条の 2 第 1 項

法第 38 条第 1 項（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第 38 条第 5 項（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第 4 のとおりとする。

※ 第 3 阪神港大阪区及び堺泉北区の状況の「5 管制水路」の項を参照してください。

(2) 管制水路運航時の通報

法第 38 条第 2 項に定める通報を必要とする船舶は、次のとおりです。

管制水路		通報義務船舶（管制船舶）	通報場所	
大阪区	南港水路	総トン数 5,000 トン以上	大阪湾海上交通センター	078-302-7613
	堺水路	総トン数 3,000 トン以上		078-302-7614
堺泉北区	浜寺水路	総トン数 10,000 トン以上		078-302-7614

(3) 通報時期及び通報事項

通報義務船舶は、入航予定日又は運航開始予定日の原則4日前の午前8時30分から前日正午までに船名、総トン数、運航予定時刻、パス名を電話等により通報してください。

通報事項に変更が生じた時は、速やかに変更通報を行ってください。

なお、通報は船長に代わって代理店等が行っても差し支えありません。

6 船舶交通の制限

(1) 根拠

法第39条

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の8の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(2) 制限の内容及び周知

- ① 港内において、船舶交通の安全を阻害するような事態が生じた場合に、港長が船舶の交通の制限等を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通のふくそう海域で大規模な工事等が行われる場合に、港長公示により航泊禁止、航行制限等の措置を取っております。
- ② 制限等を行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間、区域等も必要最小限に留めております。
- ③ 制限等を行った場合は、五管区水路通報、海の安全情報等への掲載及び海事関係団体へ通知しております。

合わせて、公示文を海上保安部署等の掲示板に掲示しております。

- ④ 法第 39 条第 3 項は、異常な気象及び海象により発生する自然災害や海難等の突発的な事情が生じた場合のように、法第 39 条第 2 項による公示の暇がなく直ちに現場において対処しなければならない場合に航行制限等を行うもので、海難現場等においては巡視船等で交通整理を行うほか、大阪湾海上交通センター（おおさかマーチス）等から無線電話等により港長公示の内容を関係船舶へ周知します。

なお、重油、潤滑油等の油が流出し防除作業を行っている場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、同様に巡視船等により一般船舶に対して当該海域からの退去、進入の中止等の航行制限を行う場合があります。

- ⑤ 法第 39 条第 4 項は、台風による暴風雨の接近のように予め交通の阻害事情や期間が判明している訳ではないが、船舶交通の危険が発生することが予想されるような事態において、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを港長が勧告できることを規定しているものです。

- (3) 異常気象等発生時の船舶交通の制限（法第 39 条第 3 項及び第 4 項）

- ① 台風対策

阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港においては、大阪湾に台風が接近するおそれがある場合、大阪港海難防止対策委員会が招集され、所要の措置を検討したうえ、港長に意見を具申することとなっており、その場合、阪神港長（大阪区、堺泉北区）は「大阪港台風等災害防止措置実施要領」に基づき、在港船舶等に対して所要の勧告を行っております。

勧告を発する場合は、定められた連絡系統により Eメール、電話、無線電話等で関係先に周知しますので、十分な時間的余裕をもって安全な場所に避難する等してください。特に、高潮等のおそれがある場合は、岸壁等に係留しておくことは非常に危険ですので、十分留意してください。

大型危険物積載船舶、修理中の船舶、木材の水面係留等の関係者にあつては、早めに十分な所要の措置を施してください。

- ② 津波対策

阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港では、津波発生時において、津波による船舶の被害軽減を図ることを目的とし、大阪港海難防止対策委員会の中に

- ・ 大阪市津波分科会（事務局：大阪市）
- ・ 大阪府津波分科会（事務局：大阪府）

が設置されており、大阪府に津波警報又は大津波警報が発令された場合は、「阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領」により、その発表時をもって、阪神港長（大阪区、堺泉

北区) から在港船舶に対して港外へ避難が勧告されるとともに、必要に応じて移動が命ぜられるほか、入港が制限されます。

(4) 引火性危険物積載タンカーへの接近、接舷の制限

阪神港大阪区及び堺泉北区では、本条項に基づき引火性危険物を積載したタンカーへの接近、接舷を制限しておりますので、停泊中の当該タンカーへの接近、接舷は行うことはできません。

やむを得ない理由により、引火性危険物積載タンカーへ接近又は接舷する必要がある場合は、次のとおり引火性危険物積載タンカーへの接近・接舷許可申請書を提出して許可を受けてください。

① 申請者

接近、接舷しようとする船舶の船長又は接近、接舷して積込み等を行う作業の責任者

② 様式

「引火性危険物積載タンカーへの接近・接舷許可申請書」

③ 留意事項

ア 当該タンカーの燃料を給油する船舶、水先人や入港手続きのための代理店職員等を運搬する船舶等で、一定の条件を満たしている場合は、本制限から除外されますが、船用品、荷役機器等の揚積み等は許可の対象となります。

イ 安全対策については、②の様式に記載の記入例を参考に、船体同士の接触防止、火気管理の状況、荒天時の中止基準、緊急連絡体制等について記入してください。

なお、夜間の場合は船舶交通の輻輳海域や相当の防爆型照明設備がない場合は許可できませんので、ご注意ください。